

### 1. 小規模企業共済制度が変わります。

本年1月から、小規模企業共済制度が変更となります(右表参照)。

について、個人事業の経営に携わる個人も加入できるようになります。すなわち、事業の経営において重要な意思決定への参画や事業に必要な資金の負担など、一定の要件はありますが、個人事業の配偶者や後継者、親族以外の方も加入できるようになります。ただし、加入できるのは1事業主につき2名迄に限られます。なお、中小企業退職金共済(中退共)は、同居の親族でも、使用従属関係があれば、加入ができるようになっています。

について、中退共との重複加入はできません。 について、個人事業の法人成りはみなし解除事由となつたため、共済金 A から、準共済金または解約手当金が支払われることとなります。 について、配偶者または子への個人事業の譲渡の場合も、掛金納付月数の通算ができるようになります。これまでは、個人事業主が、配偶者や子に事業を譲渡して、自身が新たに創業したり、他の会社の役員になった場合には、引き続き小規模事業者であっても、準共済金を請求するか、事業を譲り受けた配偶者や子に共済契約を引き継ぐ承継通算しかできず、自身で共済契約を承継する同一人通算はできませんでしたが、これができるようになります。 について、今のところ平成23年4月からの予定ですが、事業承継の際に必要な資金について、掛金の範囲内で貸付けが受けられる「事業承継貸付け」が創設されます。

#### 小規模企業共済制度の主な改正点

- 加入対象者の拡大
- 加入要件の見直し
- 共済金(解約手当金)請求事由の見直し
- 掛金納付月数の通算の対象拡大
- 契約者貸付けの見直し

### 2. あらためて確認！パートタイマーの社会保険

制度により基準が異なり、ややこしいのがパート・アルバイトの社会保険への加入要件ですが、本稿であらためて確認します。会社が加入する社会保険制度は、労災・雇用保険・健康保険・厚生年金ですが、労災は全ての労働者が対象となりますので、以下、雇用保険、健康保険、厚生年金についてみていきます(日雇、季節的業務、臨時的事業も除きます)。

社会保険の加入の規準は、労働時間でみると週あたり20時間と30時間前後が一つの基準となります。

雇用保険は、週の所定労働時間が20時間以上である場合、健康保険と厚生年金は、1日または1週間の労働時間・1ヵ月の労働日数ともに正社員のおおむね3/4以上の場合が加入の目安となります。つまり大雑把にいうと、「1日6時間以上かつ週4日以上」くらい働いているパートさんは加入対象になります。なお、労働時間や日数が不規則な方は、総合的な判断となります。この他に契約期間でも基準があります。雇用保険では、継続して31日以上雇用される見込みがある場合、健康保険と厚生年金では、2ヵ月以内の期間を定め雇用される場合は被保険者となれませんが、定められた期間を超えて引き続き使用された場合には加入の対象となります。パートの加入要件は、社会保険・労働の調査で最も確認される要件の一つですし、助成金の申請の時のチェック対象になるケースも多々ありますので、適正に対応したいものです。

#### パート・アルバイトの社会保険加入要件 (目安)

|                 | 雇用保険    | 健保・厚生年金                 |
|-----------------|---------|-------------------------|
| 労働時間<br>(社員と比較) | 週20時間以上 | 労働時間と労働日数<br>がいずれも3/4以上 |
| 契約期間            | 31日以上～  | 2ヶ月以上～                  |

### 3. 年末年始の休業日のご案内 12/28(火)～1/3(月)

12月28日から1月3日までお休みをいただきます。新年もよろしくお祈りします。

#### 編集後記

ついにiPhoneデビューしました。mac製品は、一度たりとも触ったことなく、正直よくわからないまま、無謀にも購入。きっかけは、ここ最近「AKB48」にハマり?はじめ、一気に流行ものに興味を持ち、世のトレンドに振り落とされないようにという焦りからです。ユーザーの皆様、初心者へのおすすめアプリ、教えてください

さて、個人的に2010年、後半はなかなかの難問続きで、乗り越えるのに一苦勞でした。人生の勉強になったなあ。周りのサポートに心から感謝し、その大切さを実感しました。2011年も、皆様にとって実り多き年となりますように。(秋山)



#### あおぞら人事・労務サポート

特定社会保険労務士  
秋山幸子 (登録 NO.13050514)  
三鷹市下連雀 3-33-7-701  
TEL:0422-24-8625  
FAX:0422-24-8605  
E-mail: info@aozora-sr.com  
URL: www.aozora-sr.com

責任編集: 社会保険労務士  
秋山・隅谷・玉川・安部(武蔵野支部)